


特定求職者雇用開発助成金 成長分野人材確保・育成コースについて (グリーン・カーボンニュートラル化業務)

令和4年度第1回「省エネルギー・新エネルギー促進部会」
議題3 国の関連制度

 厚生労働省

北海道労働局

2022（令和4）年4月1日から

特定求職者雇用開発助成金 （成長分野人材確保・育成コース）新設

既存コースの1.5倍を助成する高額助成コースをご活用ください

デジタル・グリーン分野及びこれに関連する分野（以下、成長分野等）の業務に従事させる事業主が、高年齢者、母子家庭の母等、就職氷河期世代不安定雇用者、生活保護受給者、障害者などの方を対象労働者として継続して雇い入れ、人材育成や職場定着に取り組む場合に、支給額が高額となる新コースを創設しました。

詳細は別リーフレット（特定求職者雇用開発助成金（成長分野人材確保・育成コース）のご案内）をご確認ください。

支給申請の流れ



支給申請の手続き

第2～6期支給申請も同様の手続きが必要です。

申請には、対象労働者の従事する業務内容や雇用管理改善・職業能力開発への取り組み等を記載した計画書と報告書の提出が必要です。

このコースを受給する場合、対象労働者の雇入れ日から「**1か月以内**」に計画書を提出する必要があります。ただし、雇入れ日が**2022年5月31日まで**の場合、**2022年7月31日まで**計画書の提出が可能です。

- ① 既存コース（特開金基本6コース）の支給対象事業主に該当すること
- ② 令和4年4月1日以降の雇入れから、就職困難者を成長分野の業務に従事させる事業主であること
 - デジタル、DX化関係業務
 - グリーン、カーボンニュートラル化関係業務
- ③ 雇入れ日から1か月以内に紹介安定所に計画書を提出し、雇用管理改善又は職業能力開発に係る取組を実施する事業主であること

高年齢者、障害者その他就職が特に困難な者を、ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対して助成するものであり、これらの方の**雇用機会の増大および雇用の安定を図ることを目的**としています。

事業主による就職困難者の雇入れを決定するための**インセンティブとしての効果を期待した制度**。

■ 既存コース（基本6コース）の対象となる労働者

- ① 特定就職困難者コース ⇒ 障害者（身体・知的・精神）、高年齢者（60～65歳未満）、母子家庭の母等
- ② 生涯現役コース ⇒ 65歳以上の離職者
- ③ 被災者雇用開発コース ⇒ 被災離職者
- ④ 発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース ⇒ 障害者手帳がない発達障害者、難病患者
- ⑤ 就職氷河期世代安定雇用実現コース

正規雇用の機会を逃したこと等により、十分なキャリア形成がなされなかったために、正規雇用労働者としての就業が困難な者 ⇒ 35歳以上55歳未満の者、直近5年間に正規雇用労働者として雇用された期間を通算した期間が1年以下であり、過去1年間に正規雇用労働者として雇用されたことがない者

- ⑥ 生活保護受給者等雇用開発コース ⇒ 生活保護受給者、生活困窮者

- ① 特定就職困難者コース ⇒ **継続して雇用することが確実（65歳以上に達するまで継続して雇用）**
- ② 生涯現役コース ⇒ 1年以上の継続して雇用することが確実
- ③ 被災者雇用開発コース ⇒ 1年以上継続して雇用する見込み
- ④ 発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース ⇒ **継続して雇用することが確実（65歳以上に達するまで継続して雇用）**
- ⑤ 就職氷河期世代安定雇用実現コース ⇒ 正規雇用労働者として継続して雇用
- ⑥ 生活保護受給者等雇用開発コース ⇒ **継続して雇用することが確実（65歳以上に達するまで継続して雇用）**

継続して雇用することが確実（65歳以上に達するまで継続して雇用）とは？

- 雇用期間の定めのない雇用（無期雇用）が原則
- 雇用期間の定めがある雇用（有期雇用）の場合は原則対象とはならない

ただし、無期雇用と同等の場合⇒契約の更新が自動更新または本人が希望すれば更新するものは対象となる

※勤務成績により更新の有無を判断する場合等、更新に条件がついている場合

⇒継続して雇用することが確実とは認められず、支給対象とはなりません

成長コースの対象となる「成長分野等の業務に従事させる事業主」とは？

➤ 対象労働者を主にデジタル・DX化業務や、グリーン・カーボンニュートラル化業務に従事させる事業主

➤ 厚生労働省のウェブサイトに該当/非該当の参考事例集、Q & Aを掲載しています。



➤ グリーン・カーボンニュートラル化業務に該当する代表的な業務例

・次世代太陽光電池の技術開発業務 ・バイオマス素材製品の製造業務

・太陽光パネル・風力発電装置に係る保守業務 ・Z E Hの建設業務 ・電気自動車の販売業務など

➤ 該当しない例

・電気自動車、ハイブリッド車を利用した配送業務 ・成長分野等の業務を扱う会社の事務・警備・清掃業務

※少しでも成長分野等の業務を行えばよい（少しでも要素が入っていればよい）というのではなく、対象労働者が従事する業務の主たる部

分が成長分野等の業務に該当するといえる必要があります。「計画書」と「報告書」の記載内容に基づき成長分野該当性を判断します。

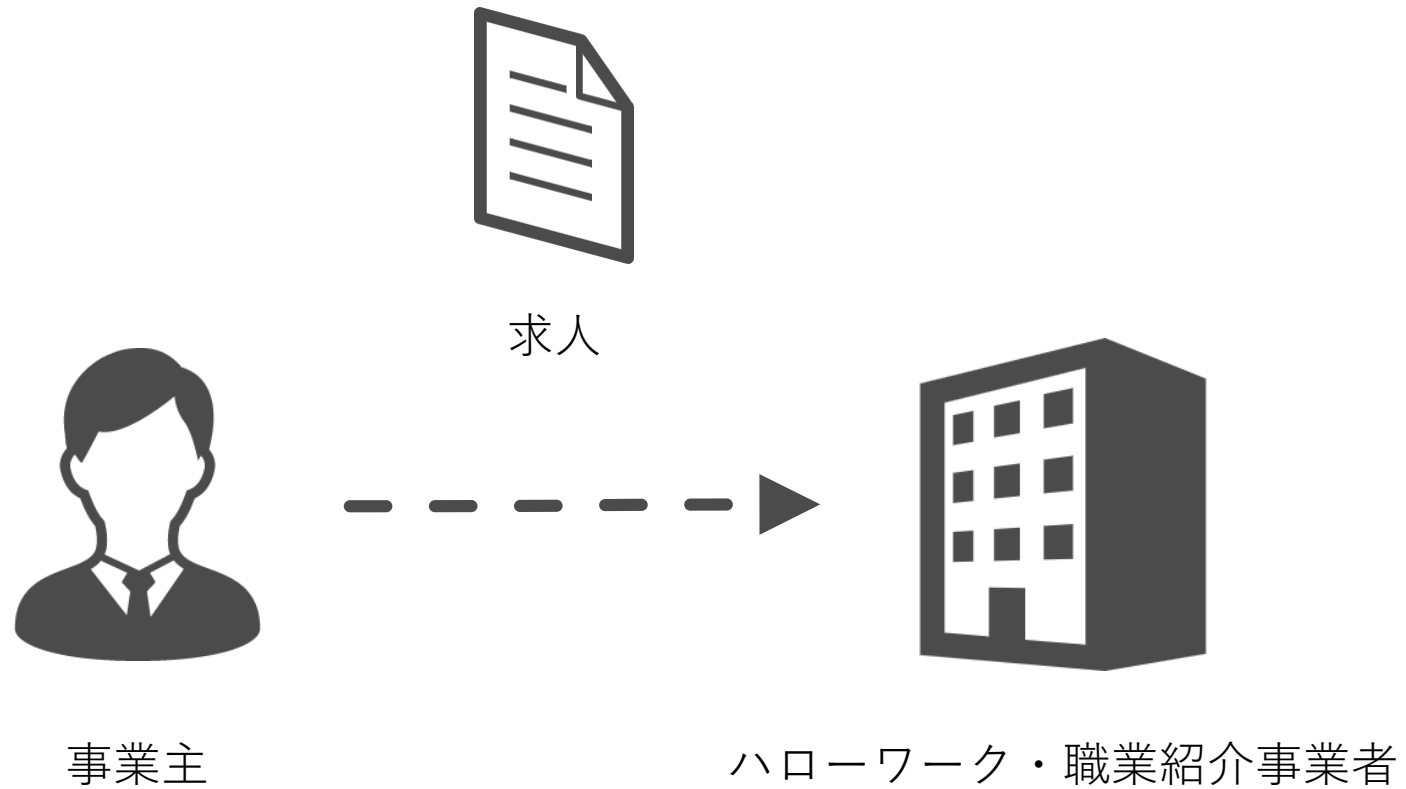
支給金額（短時間労働者以外）

対象労働者	支給額	助成対象期間	対象期ごとの支給額
高年齢者・母子等 ・ 被開コース ・ 氷河期コース ・ 生開コース	90（75）万円	1年	第1期 45（37.5）万円 第2期 45（37.5）万円
生現コース	105（90）万円	1年	第1期 52.5（45）万円 第2期 52.5（45）万円
身体・知的障害者 ・ 発難コース	180（75）万円	2年（1年）	第1期 45（37.5）万円 第2期 45（37.5）万円 第3期 45（×）万円 第4期 45（×）万円
重度障害者等 （重度、45歳以上、精神）	360(150)万円	3年（1年6ヶ月）	第1期 60（50）万円 第2期 60（50）万円 第3期 60（50）万円 第4期 60（×）万円 第5期 60（×）万円 第6期 60（×）万円

支給金額（短時間労働者）

対象労働者	支給額	助成対象期間	対象期ごとの支給額
高年齢者・母子等 ・ 被開コース ・ 生開コース	60（45）万円	1年	第1期 30（22.5）万円 第2期 30（22.5）万円
生現コース	75（60）万円	1年	第1期 37.5（30）万円 第2期 37.5（30）万円
障害者 ・ 発難コース	120（45）万円	2年（1年）	第1期 30（22.5）万円 第2期 30（22.5）万円 第3期 30（×）万円 第4期 30（×）万円

求人への提出



職業紹介



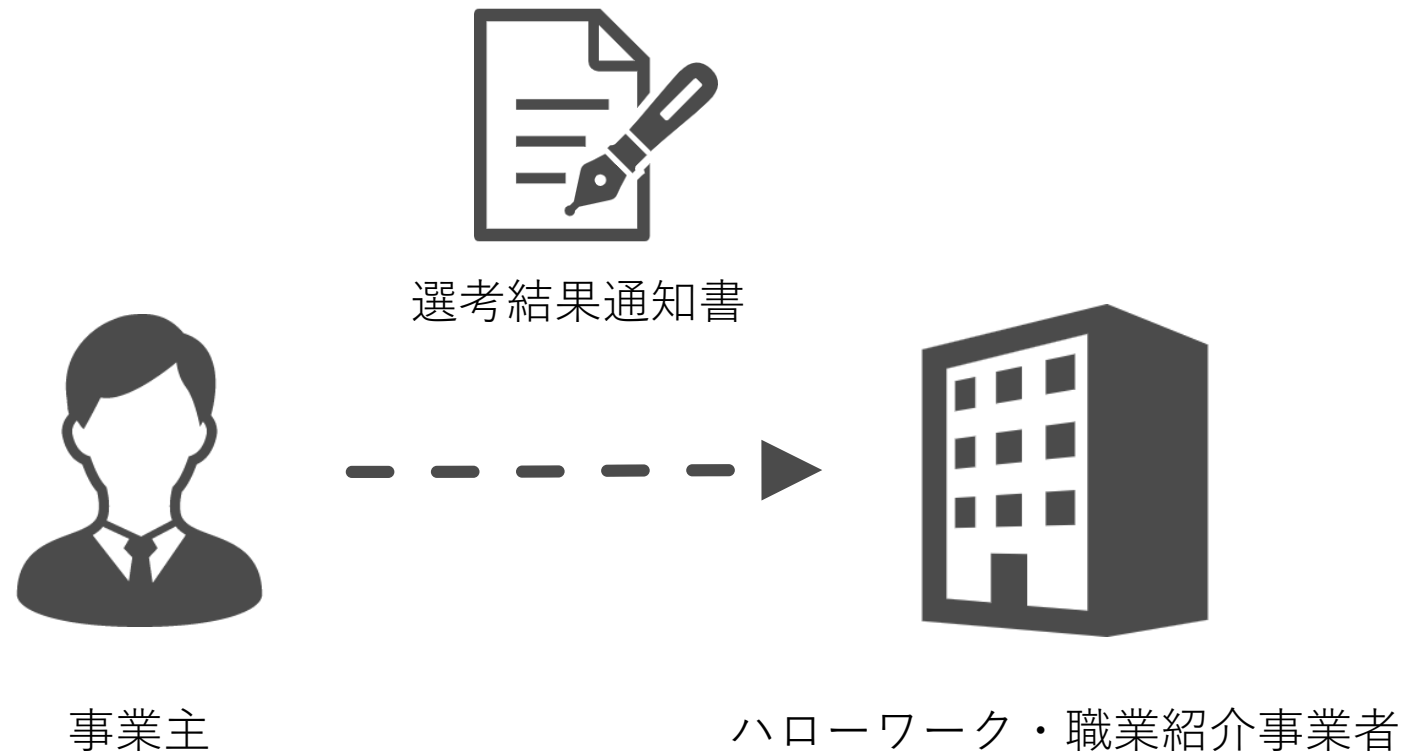
面接



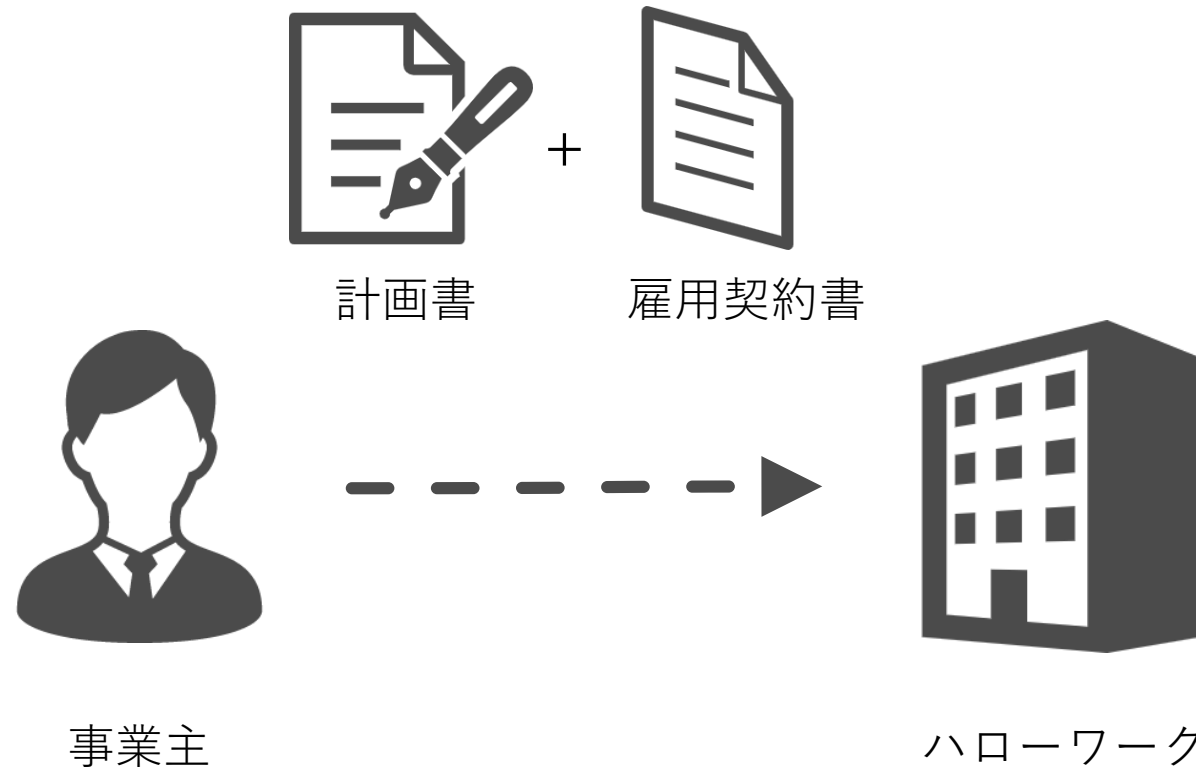
採用



選考結果通知書の提出



雇入れ日から1カ月以内に「計画書」を 紹介安定所に提出



ハローワーク・助成金センターが、求人票の記載、雇用保険の加入状況等から判断して、支給対象となり得る場合、支給申請期間の1か月前を目途に、申請案内を送付



特定求職者雇用開発助成金支給申請



- ✓ ハローワークまたは適正な運用を期すことのできる職業紹介事業者の紹介により、

雇い入れ時点から雇用保険に加入すること

※雇い入れ当初、業務に慣れるために週20時間未満の契約を締結すると対象外

- ✓ 基準期間中に事業主都合退職者がいる場合は非該当 ※基準期間…対象労働者の雇い入れ前後6か月間
- ✓ 在職中紹介は原則不可
- ✓ 支給対象期間中に対象労働者が離職した場合は、当該支給対象期については原則支給不可
- ✓ ハローワーク等の紹介以前に、雇用の予約があった対象労働者を雇い入れる場合は非該当
- ✓ 出勤簿、賃金台帳等を整備・保管し提出、審査に協力する事業主であること
- ✓ 雇用調整助成金等の賃金助成を目的とする他の助成金とは、併給不可

The screenshot shows the official website of the Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan. The page is titled "雇用関係助成金を取り扱う職業紹介事業者等" (Employment-related subsidies for vocational introduction businesses, etc.). The main content includes a summary of the subsidies, a list of eligible businesses, and a list of the types of subsidies available. The page is in Japanese and features a navigation menu at the top and a sidebar on the right.

概要

「雇用関係助成金」は、労働局・ハローワークまたは独立行政法人高専・国産・求職者雇用支援機構において支給事務を取り扱っていますが、一部の助成金に関する職業紹介などは、特定地方公共団体（無料の職業紹介事業を行う地方公共団体）及び民間の有料・無料職業紹介事業者（以下「職業紹介事業者等」と言います。）でも取り扱っています。

また、民間の有料職業紹介事業者の就職支援サービスを利用することが前提となっている助成金もあります。是非ご利用ください。

■ **雇用関係助成金**

職業紹介事業者等が取り扱っている助成金

職業紹介事業者等が取り扱っている助成金は、次の「A. 雇用給付金」と「B. 再就職給付金」という類型に大別できます。

なお、それぞれの助成金には一定の支給要件がありますのでご確認ください。

A. 雇用給付金

「雇用給付金」とは、特定の労働者を雇い入れた事業主に対して支給される助成金の総称であり、現在次の助成金

雇用関係助成金の取扱いに係る「同意書」を提出している職業紹介事業者による紹介も、特定求職者雇用開発助成金の対象となる可能性があります。


対象となる職業紹介事業者の一覧は**厚生労働省ホームページ**で確認できます。

✓ 求人への提出・紹介について

→ 管轄のハローワーク

✓ 特定求職者雇用開発助成金の支給申請・支給要件について

→ 北海道労働局 職業対策課雇用開発係（雇用助成金さっぽろセンター3F）

 011-738-1056